

倉敷在宅総合ケアセンターショートステイ
＜指定短期入所事業所運営規程＞

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人全仁会が設置運営する指定短期入所事業所 倉敷在宅総合ケアセンターショートステイ（以下「事業所」）は障害者自立支援法の理念に基づき、支給決定を受けた利用者に対して適正な指定短期入所事業を提供し、当該利用者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 事業所は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な保護を行うことを目的とする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名 称 倉敷在宅総合ケアセンターショートステイ

（2）所在地 倉敷市老松町4丁目4番7号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 事業所に次の職員を置き、それぞれの職務に当たる。

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	常 勤 1 名	事業所の統括
医 師	非 常 勤 1 名以上	利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導
生 活 相 談 員	常 勤 1 名以上	利用者の生活指導、面接、身上調査並びに利用者や家族等の処遇上の相談、生活・行動プログラムの作成及び利用者の送迎業務
看 護 職 員	常 勤 2 名以上	利用者の健康管理
介 護 職 員	常 勤 13 名以上	利用者の介護業務
機 能 訓 練 指 導 員	常 勤 1 名以上	機能訓練個別計画の作成、理学・作業療法の実践並びに介護者への指導、レクリエーションの計画・実践

管 理 栄 養 士	非 常 勤 1 名 以上	利用者の栄養状態、身体 の状況並びに病状及び嗜好を把握し、計画的な食事の提供
事 務 員	必 要 数	一般事務、利用者の送迎業務

(営業日及び営業時間)

第 5 条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は年中無休とする。
- (2) 営業時間は 24 時間とする。

(事業所の種別)

第 6 条 事業所の種別は空床型とする。

(サービス内容及び主たる対象者)

第 7 条 事業所は利用者に対して提供するサービスは次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄及び食事等の基本的介護
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 機能訓練
- (4) 送迎

2 事業所において指定短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者

(食事の提供)

第 8 条 事業所は当該利用者に対して、栄養士による栄養バランスを考慮した、変化に富み、当該利用者の嗜好、健康に十分配慮した食事を提供するものとする。

2 食事時間は、次のとおりとする。

- (1) 朝食 7 : 45 ~ 8 : 45
- (2) 昼食 12 : 00 ~ 13 : 00
- (3) 夕食 18 : 00 ~ 19 : 00

(利用者から受領する費用の額等)

第 9 条 指定短期入所を提供した際には、利用者から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際には、利用者から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費の額に 90 分の 100 を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定短期入所の内容、

費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については、利用者から徴収する。

(1) 食事の提供に係る費用

(ア) 朝食 1食につき432円(うち食材料費367円)

(イ) 昼食 1食につき756円(うち食材料費551円)

(ウ) 夕食 1食につき648円(うち食材料費524円)

(2) 光熱水費 1日につき320円

(3) 日用品費の実費

(4) その他の日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の支出を受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族等に対して説明をした上で同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合には、利用者又はその家族等に対し領収証を交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、事業所が提供するサービスを受ける際に、次の事項について留意するものとする。

(1) サービス利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(2) 利用者は、契約書の内容を遵守するよう努めなければならない。

2 利用者は、施設内で次の行為を行ってはならない。

(1) 施設内喫煙

(2) 他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような政治活動、宗教活動、営利活動。

(3) 電熱器、その他火気の発生の恐れのある危険物の持ち込み

(4) その他、決められたもの以外の持ち込み

(緊急時及び事故発生時における対応法)

第11条 現に指定短期入所の提供を行っている時に、利用者に事故発生又は、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は利用者の主治医(以下「協力医療機関」という。)及び岡山県、市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとし、併せて管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡が困難な場合には、他の医療機関等への必要な措置

を講ずるものとする。

- 3 指定短期入所の提供により、事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償するものとする。
- 4 事業所は事故の状況または病気等に際して採った処置について、記録を行い保存する。

（非常災害対策）

第12条 事業所は消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。また、防火管理責任者又は火気・消防等について責任者を定め、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（事業所の利用契約）

第13条 事業所はサービスの提供の開始にあたり、当該利用者及びその家族等に対して、指定短期入所サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、当該利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。但し、緊急を要すると管理者が認めた場合にあっては、利用契約書の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

（衛生管理及び職員等の健康管理等）

第14条 事業所は、使用する備品を清潔に保持し、定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、職員に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めさせるとともに、年1回以上の健康診断を実施するものとする。

（秘密保持及び個人情報の取り扱いについて）

第15条 職員は、サービスを提供する上で知り得た当該利用者又はその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。この秘密保持は、当該利用者の退所後も継続しなければならない。

- 2 職員であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 3 個人情報の取り扱いについて「個人情報保護方針」等に定め、個人情報の適切で安全な管理を継続的に実行する。

(身体拘束の廃止)

- 第16条 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないこととする。やむを得ず身体拘束等を行うときは、その態様及び時間、当該利用者の心身の状況や緊急やむを得ない理由を記録する。(記録は5年間保存する。)
- 2、緊急やむを得ず行う場合の手続きについては、身体拘束廃止委員会規定に定める。
- 3、当該利用者及びその家族等に対して、身体拘束の内容・目的・理由・時間・時間帯・期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努める。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。
- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(苦情処理)

- 第18条 提供した指定短期入所に関して、利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により岡山県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村、又は岡山県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、岡山県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせん出来る限り協力するものとする。

(損害賠償)

- 第19条 事業所は、当該利用者に対するサービス提供により、賠償すべき事故等が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

- 2 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、職員等の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修・採用後3ヶ月研修・採用後6ヶ月研修・採用1年後研修

(2) 継続研修 10回/年 以上

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 3 事業所は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存するものとする。

- 4 事業所は、指定短期入所の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、出来る限り協力するものとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人全仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成23年8月25日から施行する。

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年12月1日から施行する。